

## 蒲郡市友好都市教育文化スポーツ交流事業助成金の交付に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の各種団体が友好都市である沖縄県浦添市との自主的な交流活動を促進するため、予算の範囲内において友好都市教育文化スポーツ交流事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年7月15日蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (助成金の交付対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 団体の所在地が蒲郡市内にあること。
- (2) 10人以上で構成される団体であること。
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的としない非営利団体であること。
- (4) 連絡先、責任者等が明確であり、活動の遂行能力、資金の管理能力等を有する団体であること。
- (5) 当該年度に沖縄県浦添市が実施する交流訪問団体との交流事業を実施する団体であること。

2 前項に定めるもののほか、沖縄県浦添市との交流に寄与する団体と市長が特に認めるものについては、助成金の対象とすることができます。

### (助成の対象事業)

第3条 助成の対象事業は、第2条に掲げる要件を全て満たす団体が行う、沖縄県浦添市の各種団体を蒲郡市に迎えての1日以上の交流事業とする。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、交流事業に要する経費とし、18万円を限度とする。

### (適用除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の対象としないものとする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動又は宗教活動に係る事業
- (3) 法律に抵触し又は公序良俗に反する事業
- (4) その他本要綱の目的に反すると認められる事業

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「申請者」という。)は、友好都市教育文化スポーツ交流事業助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 友好都市教育文化スポーツ交流事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 友好都市教育文化スポーツ交流事業収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、友好都市教育文化スポーツ交流事業助成金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をする際、必要であると認めるときは、条件を付すことができる。

(実績報告)

第8条 前条に規定する助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、その事業を完了したときは、完了した日から30日以内に、友好都市教育文化スポーツ交流事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 友好都市教育文化スポーツ交流事業実績書(様式第6号)
- (2) 友好都市教育文化スポーツ交流事業収支決算書(様式第7号)
- (3) 友好都市教育文化スポーツ交流事業参加者名簿
- (4) 領収書等の写し
- (5) 実績を示す写真等
- (6) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは助成金の額を確定し、助成事業者に友好都市教育文化スポーツ交流事業助成金交付額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、助成事業者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他虚偽の申請等により市長が不適当と認めたとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは期限を定め、助成事業者に対し当該助成金の返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年　月　日

蒲郡市長　様

申請者　所　在　地

名　　称

代表者名

事務担当者名

連絡電話

】

友好都市教育文化スポーツ交流事業助成金交付申請書

年度において友好都市交流事業を行うため、蒲郡市友好都市教育文化スポーツ交流事業助成金の交付に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 助成事業の目的

2 助成事業の内容

3 助成事業施行期間 着手予定 年　月　日

完了予定 年　月　日

4 助成金等交付申請額 金 円

5 助成金等交付申請額の算出基礎

6 助成事業の経費の配分及びその使用方法

備考1 1. 2. 5及び6については、必要に応じ別紙とすること。

2 2及び6については、必要に応じ計画書、収支予算書等その詳細を明らかにする書類を添付すること。

第2号様式（第6条関係）

友好都市教育文化スポーツ交流事業実施計画書

	項目名	計画内容
1	交流事業名	
2	交流先団体名	
3	交流事業実施年月日 (開始・終了予定)	
4	交流事業実施場所	
5	参加予定人員	<p>人</p> <p>うち 蒲郡市： 人</p> <p>浦添市： 人</p>
6	実施事業の概要 (行程も記入してください)	
7	これまでの交流実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>初めて交流事業を実施する。</li> <li>回目の交流事業である。</li> </ul>

注1) 記入欄が不足する場合は、別紙に記入し添付してください

注2) 事業の企画書などを添付してください

## 友好都市教育文化スポーツ交流事業収支予算書

(収入の部)

(単位:円)

項目	予算額	備考
助成金		蒲郡市より
収入合計	0	

(支出の部)

(単位:円)

項目	予算額	備考
収入合計	0	

第4号様式（第7条関係）

第 号

所在 地

名 称

代表者名

友好都市教育文化スポーツ交流事業助成金交付決定通知書

年 月 日 付けで交付申請のありました友好都市教育文化スポーツ交流事業助成金については、蒲郡市友好都市教育文化スポーツ交流事業助成金の交付に関する要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定します。

年 月 日

蒲郡市長

記

1 この助成金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日 付けによる  
友好都市教育文化スポーツ交流事業助成金交付申請書記載のとおりとします。

2 助成事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとします。

助成事業に要する経費 金 円

助成金の額 金 円

助成金の額の確定は、助成事業に要した経費の実支出額とし、実支出額が

180,000円を超える場合は、180,000円とします。

3 助成事業に要する経費の配分及びその使用方法は、前記交付申請書記載のとおりとします。

第5号様式（第8条関係）

年　月　日

蒲郡市長　様

助成事業者　所　在　地

名　　称

代表者名

事務担当者名

連絡電話

】

友好都市教育文化スポーツ交流事業実績報告書

年　月　日付け蒲　　第　　号で助成金の交付決定を受けた  
年度友好都市交流事業が完了しましたので、蒲郡市友好都市教育文化スポーツ  
交流事業助成金の交付に関する要綱第8条の規定により、下記のとおり報告しま  
す。

記

1 助成事業施行期間　　着手予定　　年　月　日

　　完了予定　　年　月　日

2 助成事業の実績及び効果

第6号様式（第8条関係）

友好都市教育文化スポーツ交流事業実績書

	項目名	計画内容
1	交流事業名	
2	交流先団体名	
3	交流事業実施年月日 (開始・終了予定)	
4	交流事業実施場所	
5	参加人員	人 うち 蒲郡市： 人 浦添市： 人
6	実施事業の概要 (行程も記入してください)	
7	交流事業実施の効果	
8	今後の交流計画	

注1) 記入欄が不足する場合は、別紙に記入し添付してください

注2) 参考資料などを添付してください

## 友好都市教育文化スポーツ交流事業収支決算書

(収入の部)

(単位:円)

項目	予算額	収入額	備考
助成金			蒲郡市より
収入合計	0	0	

(支出の部)

(単位:円)

項目	予算額	流用後の 予算額	支出額	備考
支出合計	0	0	0	

第8号様式（第9条関係）

第 号

助成事業者

所 在 地

名 称

代 表 者 名

友好都市教育文化スポーツ交流事業助成金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました友好都市教育文化スポーツ交流事業助成金については、蒲郡市友好都市教育文化スポーツ交流事業助成金の交付に関する要綱第9条の規定により、下記のとおり交付額を確定します。

年 月 日

蒲郡市長

記

1 助成金交付決定額 金 円

2 助成金確定額 金 円